

津別町技能労務職員等の給与の見直しに向けた取組方針

平成21年1月

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与及び民間従業員との比較

職種	津別町			民間		
	職員数	平均年齢	平均給与 月額	対応する民間類 似職種	平均年齢	平均給与 月額
全体	人 28	歳 49.6	百円 3430		歳	百円
学校用務員	1	※1	※1	用務員※2	54.1	2167
施設用務員	1	※1	※1	用務員※2	54.1	2167
その他（事務職）	1	※1	※1			
自動車（除雪トラ ック等）運転手	5	51.7	3666	自家用乗用自動 車運転手（男）	52.2	2493
バス運転手	8	52.8	3591	営業用バス運転 手（男）	44.2	2561
施設等介護職員	10	45.3	3078	看護補助者（男）	33.6	1880
				看護補助者（女）	41.8	1773
施設調理員	2	43.3	3475	調理士（女）	47.3	1790

(注) 1 津別町の欄の数字は、平成20年4月1日現在（公営企業等含む。）の状況である。

2 ※1は個人情報特定される可能性があるため、数字を表記していない。

3 民間の欄の数字は、「賃金構造基本統計調査」による平成17年度から19年度までに北海道分として公表された3カ年の平均であるが、対応する民間類似職種については業務内容や雇用形態等が完全に一致するものではない。

4 ※2は北海道分の発表がないため全国の平均値である。

(2) 年齢別職員数（平成20年4月1日現在）

区分	20歳 未 満	20～ 23歳	24～ 27歳	28～ 31歳	32～ 35歳	36～ 39歳	40～ 43歳	44～ 47歳	48～ 51歳	52～ 55歳	56～ 59歳	60歳 以 上
職員数					3	3	3		6	3	10	

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

国家公務員行政職給料表（一）に準じた一般行政職と同じ6級制の給料表を使用している。

イ 特殊勤務手当

一般行政職と同様、技能労務職員にのみ支給される手当は無し。

ウ 昇給基準

人事評価制度を導入していないことから、毎年1月1日に4号俸（55歳以上の職員にあっては2号俸）を標準として昇給としている。

## 2 基本的な考え方

(1) 平成18年度に在職者の調整を終了しているが、国や北海道、近隣の地方公共団体における同種の職員の給与水準を勘案し、職務内容にふさわしい給与水準となるよう、適正化を図るものである。

また、民間事業における給与水準の把握については、町が独自に調査を行うことが困難なこと、賃金構造基本統計調査は非正規職員も含まれているものであることなどから、複数の調査結果を総合的に勘案しながら、民間事業の従業員との均衡を考慮するものとする。

(2) 技能労務職員の職員数については、事務事業のアウトソーシングを図っていくことを基本とし、退職者の不補充を基本に抑制をするものである。

## 3 具体的な取組内容

### (1) 給料表

一般行政職と同じ給料表を適用しているが、技能労務職の職員数が今後も減少していくことから、技能労務職のみに適用する給料表の導入は、事務効率の観点から見合わせることであり、これまでと同様に昇格基準を異にすることによる調整等を堅持する。

### (2) 職員数

既に退職者について、臨時職員等の対応による正職員不補充を基本としながらも、今後、老人福祉施設やバス、道路整備等のアウトソーシングを視野に入れながら、職員数の削減を図るものとする。

### (3) 手当

一般行政職と同様の手当が支給されているが、見直しは行わないこととする。技能労務職のみに係る特殊勤務手当は既にすべて廃止されており、新設することはしないこととする。

### (4) 昇給

一般行政職、技能労務職問わず、職務や能力・実績を反映できる給与制度を人事評価制度として構築する。

## 4 その他

### (1) アウトソーシングに係る職務転換

事務事業の民間委託や業務廃止に伴い、当該業務に従事する技能労務職員については、各個人の意向を調査の上、一般行政職への職務転換を基本に行うものとする。

### (2) 職務転換者へのサポート策

サポートに向けた環境づくり、転換職員を受け入れる各職場の環境整備を基本に、実務研修の実施や相談体制の整備を行うものとする。